

鹿島経済特区(高圧ガス保安法に係る規制緩和)に関する事故件数

		2000				2005				2010				2015			
		H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
鹿島コンビナートにおける高圧ガス保安法事故件数※1	規制緩和対象プラントに係る事故	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	全体	0	0	0	1	3	0	3	3	2	0	2	0	6	1	3	2
鹿島経済特区(高圧ガス保安法に係る規制緩和)	①含有酸素量の増加				←→		全国で実施可能										
	②開放周期の延長				←→		全国で実施可能										
	③保安検査の周期延長				←→		全国で実施可能										
	④自主検査対象拡大						←→		全国で実施可能								
【参考】石炭法事故件数※2	鹿島コンビナート	1	8	4	11	8	6	21	25	23	15	18	21	26	26	19	15
	全国	82	84	121	133	150	142	236	243	207	177	231	213	248	228	253	234

全ての事故件数には震災等の影響は含まず

※1高圧ガス保安法事故件数:石油コンビナート等特別防災区域内の高圧ガス保安法に係る事故件数

※2石炭法事故件数:石油コンビナート等災害防止法の異常現象(火災、爆発、高圧ガスや危険物の漏えい等)の件数

←→ 鹿島経済特区における特例措置期間

.....→ これらの特例措置は、一定期間を経過し、特段の問題が生じていないことから、法規等が改正され全国で実施可能となった

鹿島経済特区(高圧ガス保安法に係る規制緩和)概要

項目	特例措置期間中の適用企業数	内容
①含有酸素量の増加	1	可燃性ガスの圧縮における含有酸素量変更(酸素濃度を4%から8.5%に上昇)
②開放周期の延長	3	高圧ガス設備の開放検査期間変更(検査周期を3年から8年に延長)
③保安検査の周期延長	1	高圧ガス施設における保安検査期間変更(検査周期を1年から2年に延長)
④自主検査対象拡大	1	高圧製造施設の自主検査対象拡大(処理能力の増強上限を20%増から48%増に拡大)